



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 6 日 (火)
第 8 5 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	不当な取引方法の指定の一部改正 (587) (消費生活センター) 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (588) (会計指導課) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (589) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (590) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (591) (東部福祉保健事務所) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (592) (〃) 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5

告 示

鳥取県告示第587号

平成16年鳥取県告示第244号（不当な取引方法の指定について）の一部を次のように改正し、平成25年8月6日から施行する。

平成25年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 勧誘に際しての不当な取引方法</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>商品の販売若しくは購入又は役務の提供</u>（以下「<u>商品等の取引</u>」という。）に際し、事業者の氏名若しくは名称、住所その他表示をすることが必要であると認められる事項を明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて契約の締結を勧誘すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>商品等の取引</u>の意図を隠し、又は<u>商品等の取引</u>以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような内容の広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘すること。</p> <p>(8) <u>商品等の取引</u>を行う目的で、検査その他の役務又は商品が無償又は著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘すること。</p> <p>(9)～(17) 略</p> <p>3 債務履行に際しての不当な取引方法</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 消費者に<u>商品の販売又は役務の提供</u>と一体をなす信用の供与をする契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づき、当該<u>商品の販売又は役務の提供</u>を行う者に対して生じている事由をもって当該契約に係る支払を拒否しているにもかかわらず、債務の履行を迫ること。</p> <p>(8) 略</p> <p>4 契約解除に際しての不当な取引方法</p> <p>(1) 消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をい</p>	<p>1 勧誘に際しての不当な取引方法</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>商品の販売又は役務の提供</u>（以下「<u>商品の販売等</u>」という。）に際し、事業者の氏名若しくは名称、住所その他表示をすることが必要であると認められる事項を明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて契約の締結を勧誘すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>商品の販売等</u>の意図を隠し、又は<u>商品の販売等</u>以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような内容の広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘すること。</p> <p>(8) <u>商品の販売等</u>を行う目的で、検査その他の役務又は商品が無償又は著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘すること。</p> <p>(9)～(17) 略</p> <p>3 債務履行に際しての不当な取引方法</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 消費者に<u>商品の販売等</u>と一体をなす信用の供与をする契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づき、当該<u>商品の販売等</u>を行う者に対して生じている事由をもって当該契約に係る支払を拒否しているにもかかわらず、債務の履行を迫ること。</p> <p>(8) 略</p> <p>4 契約解除に際しての不当な取引方法</p> <p>(1) 消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をい</p>

<p>う。以下同じ。)の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第2項、<u>第58条第1項並びに第58条の14第1項</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>う。以下同じ。)の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第2項並びに<u>第58条第1項</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>
---	--

鳥取県告示第588号

鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
651	有限会社牧田酒店	所在地	倉吉市見日町363-1	倉吉市八屋223-1	平成25年7月26日

鳥取県告示第589号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
白鳥ケアサービス株式会社	はくちょう倶楽部	米子市皆生温泉二丁目14-13	平成25年8月1日	通所介護

鳥取県告示第590号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
白鳥ケアサービス株式会社	はくちょう倶楽部	米子市皆生温泉二丁目14-13	平成25年8月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第591号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社福老	デイサービスふくろう	鳥取市行徳三丁目745	平成25年8月1日	通所介護

鳥取県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社福老	デイサービスふくろう	鳥取市行徳三丁目745	平成25年8月1日	介護予防通所介護

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年8月6日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成25年9月5日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成25年9月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4 時間30分
- イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年8月6日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

- (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年9月8日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成25年9月10日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成25年9月24日 午前8時30分から 午前11時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成25年9月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年9月17日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	6人

3 講習課題

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。